

## 1 改正の概要

### (1) 浄化槽を設置しようとする者の責務を新設（要綱第3）【新設】

浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者の責務として、設置等の手続に先立ち、あらかじめ、指定検査機関※に7条検査の申込みをすることを規定しました。

※指定検査機関：浄化槽の法定検査（7条検査及び11条検査）を実施する者として浄化槽法第57条第1項の規定により知事が指定する者。なお、平成29年4月以降に届出等がされ設置された浄化槽の7条検査は、一般財団法人千葉県環境財団が実施します。

### (2) 設置等の手続（浄化槽法及び建築基準法）時の確認について（要綱第4）

#### ア 浄化槽法第5条第1項による届出の場合（要綱第4の1）【変更】

届出の添付図書について、「浄化槽法第7条検査依頼書」を「7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）」に変更しました。

#### イ 建築基準法第6条第1項による確認申請等の場合（要綱第4の2）【新設】

建築基準法第6条第1項の規定により建築確認を申請し確認済証の交付を受け又は同法第6条の2第1項の規定により民間確認検査機関の確認済証の交付を受け浄化槽の設置等を行う場合にあっては、確認を受けるために提出する浄化槽調書※に「7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）」を添付させることとしました。

※浄化槽調書：建築基準法第93条第5項の規定による保健所への通知に用いる書式として県土整備部都市整備局建築指導課が制定している様式。なお、本要綱の改正に合わせて、浄化槽調書の裏面に「検査手数料の納付書の写しの貼り付け欄」が設けられた。

#### ウ 不利益な取扱いの禁止（要綱第4の3）【新設】

ア及びイの手続に際し「7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）」が提出されないことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないという行政指導の原則を規定しました。

### (3) 建築主事および指定確認検査機関の協力について（要綱第12）

#### ア 提出された書類の送付について（要綱第12の1）【新設】

要綱第4の2の規定により提出された「7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）」を、従来からの浄化槽調書の送付に加え管轄の保健所に送付することを規定しました。

#### イ 建築主及び建築士に対する7条検査の周知・啓発（要綱第12の2）【新設】

建築主及び建築確認申請等の委任を受けた建築士に、7条検査の周知・啓発に関する協力規定を設けました。

## 2 施行時期等

### (1) 施行時期について

平成29年10月1日（日）

### (2) 経過措置について

施行日前に、確認済証の交付を受けるために必要な図書の提出を行っているものに対しては、「7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）」の添付及び保健所への送付を求める規定を適用しない経過措置を設けます。